

防衛医科大学校達第10号

防衛医科大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する達を次のように定める。

平成21年7月31日

防衛医科大学校長 早川正道

防衛医科大学校における研究活動上の不正行為の 防止等に関する達

改正 平成26年 4月 1日達第 9号
平成27年 3月30日達第 4号
令和 5年 6月30日達第 3号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における研究者等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、研究活動上の不正行為が行われた場合、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。ただし、競争的研究資金（文部科学省又は厚生労働省及び当該各省が所管する独立行政法人から交付される競争的研究資金をいう。）に係るものは防衛医科大学校における競争的研究資金の適正な運営・管理体制に関する達（平成21年防衛医科大学校達第9号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 大学校で行われる研究活動（各種経費の運営及び管理を含む。）に携わる全ての職員（非常勤職員を含む。）及び派遣労働者等をいう。
- (2) 不正行為 研究者等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいう。
 - ア 捏造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該他者の了解若しくは適切な表示をすることなく流用すること。
 - エ 不正使用 各種経費を使用目的以外のものに使用すること。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者等は、第6条から第13条までに定める調査に協力するものとする。
- 3 研究者等は、研究活動内容を実験・観察ノート等に記録し、一定期間保存しなければならない。また、必要に応じ当該実験・観察ノート等を開示しなければならない。

(不正行為の疑いの通報)

第4条 不正行為の疑いがあると認めるときは、何人も、自己の氏名、所属及び住所等並びに研究者等の不正行為の態様及び内容を明示し、書面、ファクシミリ、電話、電子メール又は面談等の方法により通報及び情報提供（以下「通報等」という。）を行うことができる。ただし、虚偽又は誹謗中傷その他悪意に基づく通報等を行ってはならない。

(通報等の受理)

第5条 通報窓口の担当者は、前条に定める通報等があった場合には、速やかに学校長に報告するとともに、通報等の内容が著しく不分明な場合、虚偽、誹謗中傷等悪意に基づく場合その他通報等としての形式及び実質を備えてない場合を除き、当該通報等を受理するものとし、通報等を受理した旨又は受理しない旨を通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

- 2 前項の通報窓口は、防衛医学研究センター事務部に設置する。
- 3 通報窓口は、匿名による通報等があった場合、副校長（教育担当）と協議した上、通報等の内容に応じ、第1項の規定に準じて受理することができる。

(予備調査)

第6条 学校長は、前条第1項の規定に基づき受理した通報等について、次条に規定する本調査を実施するか否かを判断するため、速やかに不正行為等予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置して予備調査を実施させるものとする。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副校長（教育担当）
 - (2) 副校長（学生・防衛医学研究担当）
 - (3) 防衛医学センター長
 - (4) 学校長が必要と認める者 若干名
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、副校長（教育担当）をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 5 調査の対象となる研究者等（以下「対象研究者等」という。）及び通報者は、予備調査委員会の委員となることはできない。
- 6 調査は、不正行為が行われた可能性及び通報等の内容の合理性等について行うものとする。
- 7 予備調査委員会は、受理した日から、概ね30日以内に調査を終了し、当該調査結果を学校長に報告するものとする。
- 8 学校長は、前項の報告を受けたときは、本調査を行うか否かを決定するものとする。

(本調査の実施)

第7条 学校長は、本調査を行うと決定した場合には、速やかに通報者及び対象研究者

等に通知するとともに不正行為等本調査委員会（以下「本調査委員会」という。）を設置し、本調査を実施させるものとする。

- 2 学校長は、本調査を行わないことと決定した場合は、理由とともに通報者に通知するものとする。

（本調査委員会）

第8条 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（教育担当）
 - (2) 副校長（学生・防衛医学研究担当）
 - (3) 防衛医学センター長
 - (4) 学外の有識者 若干名
 - (5) 学校長が必要と認める者 若干名
- 2 委員会に委員長を置き、副校長（教育担当）をもって充てる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 4 通報者及び対象研究者等は、本調査委員会の委員となることはできない。

（本調査委員会による調査）

第9条 本調査委員会は、調査の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 通報者、対象研究者等及びその他関係者からの事情聴取
 - (2) 実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等の精査
 - (3) 研究報告の原稿又は発表記録等の精査
 - (4) 対象となる研究資金の精査
 - (5) その他適正な調査のための必要な事項
- 2 本調査委員会は、本調査を行うに当たり、対象研究者等に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 本調査委員会は、第1項の調査に当たっては、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

（報告）

第10条 本調査委員会は、調査を開始した日から概ね150日以内に調査を終了し、当該調査結果を学校長に報告するものとする。

- 2 本調査委員会は、当該調査結果に基づき、次の各号に掲げる事項の認定を行うものとする。
 - (1) 不正行為が行われたか否か
 - (2) 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の程度、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(3) 不正行為が行われなかったと認定したときは、通報等が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知)

第11条 学校長は、前条の調査結果を速やかに通報者及び対象研究者等に通知するものとする。

2 学校長は、調査に当たり他機関に協力を依頼した場合には、本調査委員会の認定の結果を当該機関の長に通知するものとする。

(不服申立て)

第12条 第9条に定める調査の結果、不正行為が行われたと認定された対象研究者等は、前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、学校長に対し、不服申立てをすることができる。

2 第9条に定める調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、学校長に対し、不服申立てをすることができる。

3 学校長は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知するものとする。

(不服申立ての審査及び再調査)

第13条 学校長は、前条第1項又は第2項に定める不服申立てを受けたときは、速やかに当該調査を行った本調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。ただし、学校長は当該不服申立ての趣旨が、本調査委員会の構成等のその公正性に関わるものであると認める場合には、当該本調査委員会の委員を交替させることができる。

2 本調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに学校長に報告するものとする。

3 学校長は、通報者又は対象研究者等に前項の審査の結果を通知するものとする。

4 本調査委員会は、通報者又は対象研究者等に対し、第9条に定める調査の結果を覆すに足る資料の提出等を求めることができる。この場合、必要な協力が得られないときは、再調査を打ち切ることができる。

5 本調査委員会が再調査を開始した場合には、当該不服申立てを受けた日から概ね50日（前条第2項の不服申立ての場合にあっては30日）以内に、再調査の結果を学校長に報告する。

6 学校長は、再調査の結果を通報者又は対象研究者等に通知するものとする。

(調査結果の公表)

第14条 学校長は、不正行為に関与した者の所属、氏名、不正行為の内容及び調査方法等を原則として公表するものとする。ただし、第12条に定める申立てがなされる前に取り下げられた論文等において不正行為が認められたときは、不正行為に関与した者の所属、氏名を公表しないことができる。

(措置)

第15条 本調査委員会が、不正行為を認定した場合もしくは通報等が悪意に基づくものであったと認定した場合には、学校長は、懲戒処分等の基準に関する達（平成6年防衛医科大学校達第1号）第2条第1号に規定する懲戒権者等に申し立てるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 通報者及び調査に協力した者は、当該通報等を行ったこと又は調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

2 通報者は、通報等を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、本調査委員会に申立てをすることができる。

(本調査中における一時的措置)

第17条 学校長は、本調査が開始されてから第10条第1項に定める報告を受けるまでの間、当該通報等の対象となった研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることができる。

(守秘義務)

第18条 予備調査委員会及び本調査委員会の委員並びに不正行為の調査に関係した者は、当該調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。また、当該情報を守るため適切な保全措置を講じなければならない。

(委任規定)

第19条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、必要に応じ別に定める。

附 則

この達は、平成21年7月31日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。